「総合診療が地域医療における専門医や他職種連携等に与える効果についての研究」報告書

第6部 総合診療医の活動に関するモデルとなる事例集

沖縄県における総合診療医の「島医者」としての活動3 島医者のサポート体制にはどのようなものがあるのか

神山佳之1

要旨

台風,天候不良などで容易に孤立する離島が多く存在するが,そこで働く医師はその地域で唯一の医師である。その医師たちの支援を行う「ドクタープール制度」が平成14年4月導入された。具体的な支援内容は診療所への代診業務の他に,診療所医師の研修計画や研修指導,診療所の医療支援,診療所所在市町村との連絡調整などがある。年間平均60日の代診業務を行い,後期研修プログラムの期間である離島診療所医師に対して,代診期間を利用した振り返りも行っている。また,診療所所在市町村主管課長会議にも参加し,離島診療所からの要望を伝え,これまでの課題に対する進捗状況などを確認するなど協力している。「同じ経験をしたことのある先輩として」総合診療医(家庭医療専門医)が後輩医師を教え指導していくことは、全国でも実現可能だと考える。

①取り組みの背景

沖縄県は、台風の襲来や海上時化、天候不良などで容易に孤立する離島が多く存在するという地理的特殊性がある。そこで働く医師はその地域で唯一の医師であるため、日常病といわれる疾患を中心に、急性期から終末期まで、内科疾患から軽度の外傷疾患まで年齢に関わりなく多くの疾患や健康問題に対応できる基本的臨床能力をもった総合診療医であることが要求される。

②導入の経緯

離島で勤務する医師の支援を行う「ドクタープール制度」が平成14年4月,国の第9次へき地保健医療計画に基づいて導入された¹⁾.ドクタープールの制度は「沖縄県離島医療支援事業実施要綱」の中で「離島医療支援医師』と位置づけられ、診療所への代診業務の他に、診療所医師の研修計画や研修指導、診療所の医療支援、診療所所在市町村との連絡調整などに関しての支援が重要となってくる。島医者として5年の経験を持つ筆者は2013年4月から沖縄

県福祉保健部医務課に所属し、離島医療支援医師となった(組織改編に伴い、平成29年4月1日付で保健医療部保健医療総務課に変更).

③事例の詳細 ④成果

2013 年度から 2017 年度の 5 年間に 16 ある県立 離島診療所のうち 15 か所に代診に向かい, 年間平 均 60 日の代診業務を行った.

2014年度に家庭医療専門医を取得(日本プライマリ・ケア連合学会認定指導医は取得済み)したことを活かし、後期研修プログラムの期間である離島診療所医師に対して、代診期間を利用した振り返りを行った。

代診期間が終了する際に、離島診療所医師との引継ぎ内容項目として、患者の申し送りや流行性疾患 (インフルエンザやウイルス性胃腸炎など)の患者が発生したという注意喚起、診療所内の物品や動線に関する助言、診療所の安全管理についての助言などを含めるよう、配慮した.

また、代診期間を1日延長し、離島医師と診療時間を被せることで、日々の診療の相談以外にもレントゲン撮影後のダブルチェック、処方内容の相談な

^{1.} 沖縄県保健医療総務課

ども受けることが可能となり (写真 1), 顔の見える関係性の構築や継続に役立っている.

年に1回の診療所所在市町村主管課長会議にも参加し、離島診療所からの要望を伝え、これまでの課題に対する進捗状況などを確認するなど、診療所所在市町村と離島診療所に良い関係が築けるよう微力ながら協力している.

⑤今後の展開

現在,離島診療所医師に対する振り返りや勉強会は、Web会議システムを用いて定期的に行われている。また、日本専門医機構の総合診療専門研修プログラム整備基準に、「3か月に1回の研修先訪問を必須」とされている²⁾ことに関して、代診業務を利用し離島診療所に赴くことがサイトビジットにつながると思われる。

く考察>

- ①事例に総合診療医の専門性がどう生かされたか離島で唯一の医師として勤務する島医者に対して,直接的もしくは間接的,精神的サポートは,島医者の経験のある総合診療医(家庭医療専門医)が行いやすいと考える.
- ②タスクシフティングの可能性(臓器別専門医の負 担軽減、多職種連携など)



写真 1 離島診療所におけるレントゲン撮影後のダブル チェック (左が筆者)

③医療や社会に与えるインパクト

島医者を支えることが、その島の医療を支えることに直結するため、サポート体制の充実が地域医療に与える影響は大きい。島医者がなんらかの事情(健康問題や住民からの圧力など)で島から出ざるを得ない状況になったときは、ドクタープール医師を含め県の離島医療関係者で、早急に代診を立てるなどの対策を講じている。

④他の地域での応用可能性とその実現のために必要 な事項

各都道府県ではへき地保健医療計画が策定され、へき地医療支援機構や地域医療支援センターが地域 医療をサポートしている^{3,4)}. その実情は各都道府 県で様々であるが、多くの島嶼へき地を抱える沖縄 県の取り組みは、他の地域でも応用可能なものがあると考える.

文献

- 1) 沖縄県 福祉保健部医務課資料. http://www.pref.oki nawa.jp/imu_kokuho/hokeniryoukeikaku/2-2.pdf
- 2) 総合診療専門研修プログラム整備基準. http://www.japan-senmon-i.jp/program/doc/comprehensive170707rev2.pdf
- 3) 厚生労働省. 医師のキャリア形成において 地域医療支援センターと へき地医療支援機構の果たす役割. 高知県へき地医療支援機構 専任担当官 澤田 努. http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Isei kyoku-Soumuka/0000075438.pdf
- 4) 厚生労働省. 平成 24~25 年度「第 11 次都道府県へき地保健医療計画の実行支援とその評価に関する研究」. 自治医科大学地域医療学センター地域医療学部門 森田喜紀. http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingi kai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000054906.pdf

ホームページの最終閲覧日はいずれも 2018 年 4 月 15 日